



2021.YFA4 種-008 号

4 種登録チーム 各位

(一社) 山梨県サッカー協会 4 種委員会

委員長 石原 幸周

<公印省略>

## Y F A 新型コロナウイルス禍における活動基準 (修正版) について

日頃より(一社)山梨県サッカー協会 4 種委員会の事業にご理解、ご協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、「まん延防止等重点措置」適用となり、(一社)山梨県サッカー協会より、「Y F A 新型コロナウイルス禍における活動基準 (2021 年 8 月 20 日) が発令され、チーム宛に昨日メール配信しました。以下に 4 種委員会としての対応を明記します。

### ◆県内にまん延防止重点措置発令した場合

①県内の公式戦は活動禁止

②トレーニング及びトレーニングマッチは各所管団体及び各種別に委ねる。

③県内の主催活動、トレセン・指導者養成・審判・会議体は活動禁止

②については、山梨県内全域での感染者の増加に歯止めが掛からず、危機的な状況であること、又、公共施設や学校等、スポーツ施設が利用禁止という状況下であり、山梨県 4 種登録全チームが感染拡大防止という共通認識を持ち対応していくため、4 種委員会では、「チームトレーニング及びトレーニングマッチの自粛」と致します。

(8 月 20 日～9 月 12 日まで) (※まん延防止措置指定外の市町村も含む)

今後も各チームにおかれましては、十分な感染対策を徹底し、安全・安心なチーム環境づくりをお願い致します。